

## 2012年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<b>第1類 動物 (生きているものに限る。)</b> 注 I この類には、次の物品を除くほか、すべての動物 (生きているものに限る。)を含む。 (a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (b)及び(c) (省 略)				<b>第1類 動物 (生きているものに限る。)</b> 注 I この類には、次の物品を除くほか、すべての動物 (生きているものに限る。)を含む。 (a) 第03.01項、第03.06項又は第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (b)及び(c) (同 左)					
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)			01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー (生きて いるものに限る。)		
		一馬					一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>
<u>0101.21</u>	<u>000</u>	1 一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>	<u>0101.10</u>	<u>000</u>	5 一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>
<u>0101.29</u>	<u>000</u>	0 一その他のもの		<u>NO</u>					
<u>0101.30</u>	<u>000</u>	6 一ろ馬		<u>NO</u>					
0101.90		(省 略)			0101.90		(同 左)		
01.02		牛 (生きているものに限る。)			01.02		牛 (生きているものに限る。)		
		一家畜のもの					一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>
<u>0102.21</u>	<u>000</u>	6 一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>	<u>0102.10</u>	<u>000</u>	3 一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>
<u>0102.29</u>	<u>000</u>	5 一その他のもの		<u>NO</u>					
		一水生							
<u>0102.31</u>	<u>000</u>	3 一純粹種の繁殖用のもの		<u>NO</u>					
<u>0102.39</u>	<u>000</u>	2 一その他のもの		<u>NO</u>					
0102.90		(省 略)			0102.90		(同 左)		
01.05		家きん (鶏 (ガルルス・ドメスティ クス)、あひる、がちよう、七面鳥 及びほろほろ鳥で、生きているもの に限る。)			01.05		家きん (鶏 (ガルルス・ドメスティ クス)、あひる、がちよう、七面鳥 及びほろほろ鳥で、生きているもの に限る。)		
		一1羽の重量が185グラム以下の もの					一1羽の重量が185グラム以下の もの		
0105.11		(省 略)			0105.11		(同 左)		
0105.12		(省 略)			0105.12		(同 左)		
<u>0105.13</u>	<u>000</u>	1 一あひる		<u>NO</u>	<u>0105.19</u>	<u>000</u>	2 一その他のもの		<u>NO</u>
<u>0105.14</u>	<u>000</u>	0 一がちよう		<u>NO</u>					
<u>0105.15</u>	<u>000</u>	6 一ほろほろ鳥		<u>NO</u>					
		一その他のもの					一その他のもの		
0105.94		(省 略)			0105.94		(同 左)		
0105.99		(省 略)			0105.99		(同 左)		
01.06		その他の動物 (生きているものに限 る。)			01.06		その他の動物 (生きているものに限 る。)		
		一哺乳類					一哺乳類		
0106.11		(省 略)			0106.11		(同 左)		
<u>0106.12</u>	<u>000</u>	0 一くじら目、海牛目及び鱧脚目		<u>NO</u>	<u>0106.12</u>	<u>000</u>	0 一くじら目及び海牛目		<u>NO</u>
<u>0106.13</u>	<u>000</u>	6 一らくだ科		<u>NO</u>			(新 規)		
<u>0106.14</u>	<u>000</u>	5 一うさぎ		<u>NO</u>			(新 規)		
0106.19		(省 略)			0106.19		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0106.20		(省 略)			0106.20		(同 左)		
		一鳥類					一鳥類		
0106.31	000	一一猛きん類		NO	0106.31	000	一一猛禽類		NO
0106.32		(省 略)			0106.32		(同 左)		
0106.33	000	一一エミュー(ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ)及びだちよう		NO			(新 規)		
0106.39		(省 略)			0106.39		(同 左)		
		一昆虫類					(新 規)		
0106.41	000	一一蜂		NO			(新 規)		
0106.49	000	一一その他のもの		NO			(新 規)		
0106.90		(省 略)			0106.90		(同 左)		
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
0207.11		(省 略)			0207.11		(同 左)		
0207.27					0207.27				
		一あひるのもの					一あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの		
0207.41	000	一一分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG	0207.32	000	一一分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG
0207.42	000	一一分割してないもの(冷凍したものに限る。)		KG	0207.33	000	一一分割してないもの(冷凍したものに限る。)		KG
0207.43	000	一一脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG	0207.34	000	一一脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG
0207.44	000	一一その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG	0207.35	000	一一その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG
0207.45	000	一一その他のもの(冷凍したものに限る。)		KG	0207.36	000	一一その他のもの(冷凍したものに限る。)		KG
		一がちようのもの							
0207.51	000	一一分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG					
0207.52	000	一一分割してないもの(冷凍したものに限る。)		KG					
0207.53	000	一一脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG					
0207.54	000	一一その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		KG					
0207.55	000	一一その他のもの(冷凍したものに限る。)		KG					
0207.60	000	一ほろほろ鳥のもの		KG					
02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
0208.10		(省 略)			0208.10		(同 左)		
0208.30		(省 略)			0208.30		(同 左)		
0208.40	000	一くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目目のもの		KG	0208.40	000	一くじら目のもの及び海牛目のもの		KG
0208.50		(省 略)			0208.50		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0208.60	000	0		KG			(新 規)		
0208.90		(省 略)			0208.90		(同 左)		
02.09		家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない			02.09				
		脂肪 (溶出その他の方法で抽出して			0209.00	000	2	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない	KG
		ないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、						脂肪 (溶出その他の方法で抽出して	
		冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥						ないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、	
		し又はくん製したものに限定。)						冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥	
		し又はくん製したものに限定。)						し又はくん製したものに限定。)	
0209.10	000	6		KG					
0209.90	000	3		KG					
02.10		肉及び食用のくず肉 (塩蔵し、塩水			02.10			肉及び食用のくず肉 (塩蔵し、塩水	
		漬けし、乾燥し又はくん製したもの						漬けし、乾燥し又はくん製したもの	
		に限定。) 並びに肉又はくず肉の食						に限定。) 並びに肉又はくず肉の食	
		用の粉及びミール						用の粉及びミール	
0210.11		(省 略)			0210.11			(同 左)	
0210.20					0210.20				
		一その他のもの (肉又はくず肉の食						一その他のもの (肉又はくず肉の食	
		用の粉及びミールを含む。)						用の粉及びミールを含む。)	
0210.91		(省 略)			0210.91			(同 左)	
0210.92	000	6	KG	KG	0210.92	000	6	KG	KG
		一くじら目のもの、海牛目のもの						一くじら目のもの及び海牛目のもの	
		及び鱧脚下目のもの						の	
0210.93		(省 略)			0210.93			(同 左)	
0210.99		(省 略)			0210.99			(同 左)	
03.01		魚 (生きているものに限定。)			03.01			魚 (生きているものに限定。)	
		一観賞用の魚			0301.10			一観賞用の魚	
0301.11		一淡水魚				100	6	一金魚	KG
	100	5		KG		900	1	一その他のもの	KG
	900	0		KG					
		一その他のもの							
0301.19	000	2		KG					
		一その他の魚 (生きているものに限						一その他の魚 (生きているものに限	
		る。)						る。)	
0301.91		(省 略)			0301.91			(同 左)	
0301.92		(省 略)			0301.92			(同 左)	
0301.93	000	5	KG	KG	0301.93	000	5	KG	KG
		一こい (キュブリヌス・カルピオ、						一こい	
		カラシウス・カラシウス、クテ							
		ノファリユンゴドン・イデルル							
		ス、ミュロファリユンゴドン・							
		ビケウス及びヒュポフタルミク							
		テュス属又はキルリヌス属のもの							
		の)							
0301.94		一くろまぐろ (トゥヌス・ティヌ			0301.94	000	4	一くろまぐろ (トゥヌス・ティヌ	KG
		ス及びトゥヌス・オリエンタリ						ス)	
		ス)							
	100	6		KG					
	200	1		KG					
		一くろまぐろ (トゥヌス・ティ							
		ヌス)							
		一くろまぐろ (トゥヌス・オリ							
		エンタリス)							
0301.95		(省 略)			0301.95			(同 左)	
0301.99		一その他のもの			0301.99			一その他のもの	

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
03.02	100	1	---	たい (たい科のもの)	03.02	100	1	---	たい	
	200	3	---	こい					(新 規)	KG
	900	3	---	その他のもの		900	3	---	その他のもの	KG
0302.11				魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフィ レその他の魚肉を除く。)	0302.11				魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフィ レその他の魚肉を除く。)	
0302.13	000	6	---	太平洋さけ (オンコルヒュンク ス・ネルカ、オンコルヒュンク ス・ゴルプスカ、オンコルヒュ ンクス・ケタ、オンコルヒュン クス・トスカウイトスカ、オン コルヒュンクス・キストク、オ ンコルヒュンクス・マソウ及び オンコルヒュンクス・ロデュル ス)	0302.12	000	0	---	太平洋さけ (オンコルヒュンク ス・ネルカ、オンコルヒュンク ス・ゴルプスカ、オンコルヒュ ンクス・ケタ、オンコルヒュン クス・トスカウイトスカ、オン コルヒュンクス・キストク、オ ンコルヒュンクス・マソウ及び オンコルヒュンクス・ロデュル ス)、大西洋さけ (サルモ・サ ラル) 及びドナウさけ (フコ・ フコ)	
0302.14	000	5	---	大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	0302.19				(同 左)	
0302.19				(省 略)	0302.19				(同 左)	
0302.21				一ひらめ・かれい類 (かれい科、だ るまがれい科、うしのした科、さ さうしのした科、スコフタルムス 科又はこけびらめ科のもの。肝臓、 卵及びしらを除く。)	0302.21				(同 左)	
0302.23				(省 略)	0302.23				(新 規)	
0302.24	000	2	---	ターボット (プセタ・マクシマ)	0302.29				(同 左)	
0302.29				(省 略)	0302.29				(同 左)	
0302.31				一まぐろ (トウナス属のもの) 及び かつお (エウティヌス (カツオヌ ス)・ペラミス) (肝臓、卵及びし らを除く。)	0302.31				(同 左)	
0302.34				(省 略)	0302.34				(同 左)	
0302.35				一くろまぐろ (トウナス・ティヌ ス及びトウナス・オリエンタリ ス)	0302.35	000	5	---	くろまぐろ (トウナス・ティヌ ス)	
	100	0	---	くろまぐろ (トウナス・ティ ヌス)					KG	
	200	2	---	くろまぐろ (トウナス・オリ エンタリス)					KG	
0302.36				(省 略)	0302.36				(同 左)	
0302.39				(省 略)	0302.39				(同 左)	



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0302.59	100	4							
	900	6		KG					
				KG					
0302.71	000	4		KG					
0302.72	000	3		KG					
0302.73	000	2		KG					
0302.74	000	1		KG					
0302.79	000	3		KG					
0302.81	000	1		KG					
0302.82	000	0		KG					
0302.83	000	6		KG					
0302.84	000	5		KG					
0302.85	000	4		KG					
0302.89	000	0		KG					
0302.90	000	6		KG	0302.70	000	5		KG
03.03					03.03				



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0303.31 }		一ひらめ・かれい類 (かれい科、だ るまがれい科、うしのした科、さ さうしのした科、スコフタルムス 科又はこけびらめ科のもの。肝臓、 卵及びしらを除く。)			0303.31 }		一ひらめ・かれい類 (かれい科、ひ らめ科、うしのした科、ささうし のした科、スコフタルミダエ科又 はこけびらめ科のもの。肝臓、卵 及びしらを除く。)		
0303.33		(省 略)			0303.33		(同 左)		
0303.34	000	4	一ターボット (プセタ・マクシマ)	KG	0303.39		(新 規)		
0303.39			(省 略)		0303.39		(同 左)		
0303.41 }			一まぐろ (トウナス属のもの) 及び かつお (エウティナス (カツオス ス)・ペラミス) (肝臓、卵及びし らを除く。)		0303.41 }		一まぐろ (トウナス属のもの) 及び かつお (エウティナス (カツオス ス)・ペラミス) (肝臓、卵及びし らを除く。)		
0303.44			(省 略)		0303.44		(同 左)		
0303.45			一ーくろまぐろ (トウナス・ティス ス及びトウナス・オリエンタリ ス)		0303.45	000	0	一ーくろまぐろ (トウナス・ティス ス)	KG
	100	2	一ーくろまぐろ (トウナス・ティ ヌス)	KG					
	200	4	一ーくろまぐろ (トウナス・オリ エンタリス)	KG					
0303.46			(省 略)		0303.46		(同 左)		
0303.49			(省 略)		0303.49		(同 左)		
			一にしん (クルペア・ハレングス及 びクルペア・パラスイイ)、いわ し (スプラトウス・スプラトウス、 サルディナ・ピルカルドゥス及び サルディノプス属又はサルディネ ラ属のもの)、さば (スコムベル ・スコムブルス、スコムベル・ アウストラシクス及びスコムベ ル・ヤボニクス)、あじ (トラク ルス属のもの)、すぎ (ラキューケ ントロン・カナドウム) 及びめか じき (クスイフィアス・グラディ ウス) (肝臓、卵及びしらを除 く。)				一にしん (クルペア・ハレングス及 びクルペア・パラスイイ)及びコッ ド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・ オガク及びガドゥス・マクロケフェ ルス) (肝臓、卵及びしらを除 く。)		
0303.51			(省 略)		0303.51		(同 左)		
0303.53	000	6	一ーいわし (スプラトウス・スプラ トウス、サルディナ・ピルカル ドゥス及びサルディノプス属又 はサルディネラ属のもの)	KG	0303.52	000	0	一ーコッド (ガドゥス・モルア、ガ ドゥス・オガク及びガドゥス・ マクロケフェルス)	KG
0303.54	000	5	一ーさば (スコムベル・スコムブル ス、スコムベル・アウストラ シクス及びスコムベル・ヤボニ クス)	KG			一めかじき (クスイフィアス・グラ ディウス)及びめろ (ディソステイ クス属のもの) (肝臓、卵及びし らを除く。)		
0303.55	000	4	一ーあじ (トラクルス属のもの)	KG	0303.61	000	5	一ーめかじき (クスイフィアス・グ ラディウス)	KG
0303.56	000	3	一ーすぎ (ラキューケントロン・カナ ドウム)	KG	0303.62	000	4	一ーめろ (ディソステイクス属のも の)	KG



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0303.57	000	2		KG			一その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)		
					0303.71	000	2	一いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	KG
0303.63	000	3		KG	0303.72	000	1	一ハドック (メラノグララムス・アイグレフィヌス)	KG
					0303.73	000	0	一コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	KG
0303.64	000	2		KG	0303.74	000	6	一さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)	KG
0303.65	000	1		KG					
0303.66	000	0		KG	0303.75	000	5	一さめ	KG
					0303.76	000	4	一うなぎ (アングイルラ属のもの)	KG
0303.67	000	6		KG	0303.77	000	3	一シーバス (ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトゥス)	KG
0303.68	000	5		KG					
					0303.78	000	2	一ヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)	KG
0303.69					0303.79			一その他のもの	
	100	6		KG		100	3	一さんま	KG
	900	1		KG		200	5	一かじき	KG
						300	0	一たい	KG
						400	2	一かつお (エウティヌス (カツオヌス)・ペラミスを除く。)	KG
0303.81	000	6		KG		500	4	一さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクスを除く。)	KG
0303.82	000	5		KG					
0303.83	000	4		KG					
0303.84	000	3		KG		600	6	一シーバス (ディケントラルクス属のもの)	KG
0303.89						900	5	一その他のもの	KG
	100	0		KG					
	200	2		KG					
	300	4		KG					
	400	6		KG					
	500	1		KG					
	900	2		KG					
0303.90	000	4		KG	0303.80	000	0	一肝臓、卵及びしらこ	KG



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0304.44	000	6		KG					
0304.45	000	5		KG					
0304.46	000	4		KG					
0304.49									
	100	3		KG					
	200	5		KG					
	900	5		KG					
0304.51	000	6		KG					
0304.52	000	5		KG					
0304.53	000	4		KG					
0304.54	000	3		KG					
0304.55	000	2		KG					
0304.59									
	100	0		KG					
	200	2		KG					
	900	2		KG					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0304.61	000	3					もの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (冷凍したものに限定。)		
				KG					
0304.62	000	2					---なまず (バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)		
				KG					
0304.63	000	1					---ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス)		
				KG					
0304.69	000	2					---その他のもの ---魚のフィレ (さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍したものに限定。)		
				KG					
0304.71	000	0					---コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)		
				KG					
0304.72	000	6					---ハドック (メラノグラナム・アイグレフィヌス)		
				KG					
0304.73	000	5					---コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴァレンス)		
				KG					
0304.74	000	4					---ヘイク (メルルシウス属又はウロフキス属のもの)		
				KG					
0304.75	000	3					---すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)		
				KG					
0304.79	000	6					---その他のもの ---その他の魚のフィレ (冷凍したものに限定。)		
				KG					
0304.81	000	4					---太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)		
				KG					
0304.82	000	3					---ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		
				KG					
0304.83	000	2					---ひらめ・かいらい類 (かいらい科、だるまがいらい科、うしのした科、		
				KG					



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)			03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		
0305.10		(省 略)			0305.10		(同 左)		
0305.20		(省 略)			0305.20		(同 左)		
		一魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。)			0305.30	000 4	一魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。)		KG
0305.31	000 3	一ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG					
0305.32	000 2	一さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれだ科、メルルーサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの		KG					
0305.39	000 2	一その他のもの		KG					
		一くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)					一くん製した魚(フィレを含む。)		
0305.41		(省 略)			0305.41		(同 左)		
0305.42		(省 略)			0305.42		(同 左)		
0305.43	000 5	一ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		KG					(新 規)
0305.44	000 4	一ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミク		KG					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0305.49		テュス属又はキルリヌス属のもの、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (省 略) 一乾燥した魚 (食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)			0305.49		(同 左) 一乾燥した魚 (塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)		
0305.51		(省 略)			0305.51		(同 左)		
0305.59		---その他のもの			0305.59		---その他のもの		
	100 5	----煮干		KG		100 5	----煮干		KG
	900 0	----その他のもの		KG		920 6	----さめのひれ		KG
						990 6	----その他のもの		KG
0305.61		一塩蔵した魚 (乾燥し又はくん製したものを除く。) 及び塩水漬けた魚 (食用の魚のくず肉を除く。)			0305.61		一塩蔵した魚 (乾燥し又はくん製したものを除く。) 及び塩水漬けた魚		
0305.63		(省 略)			0305.63		(同 左)		
0305.64	000 5	---ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ビケウス及びヒュポファタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (省 略)		KG			(新 規)		
0305.69		一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉			0305.69		(同 左) (新 規)		
0305.71	000 5	---ふかひれ		KG			(新 規)		
0305.72	000 4	---魚の頭、尾及び浮袋		KG			(新 規)		
0305.79	000 4	---その他のもの		KG			(新 規)		
03.06		甲殻類 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理			03.06		甲殻類 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類 (冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)) 並びに甲殻類の粉、ミール及		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0306.11		をした殻付きの甲殻類 (冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。) 並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)			0306.11	000 0	びペレット (食用に適するものに限る。)		
	100	2	---くん製したもの	KG			---冷凍したもの		
0306.12	900	4	---いせえびその他のいせえび科のえび (パナユルス属、パナユルス属又はヤスス属のもの)	KG	0306.12	000 6	---いせえびその他のいせえび科のえび (パナユルス属、パナユルス属又はヤスス属のもの)		KG
	100	1	---くん製したもの	KG			---ロブスター (ホマルス属のもの)		KG
0306.14	900	3	---その他のもの (削 除)	KG	0306.13 0306.14	000 5 000 4	---その他のもの		KG
	100	6	---かに	KG			---シュリンプ及びプローン		KG
0306.15	900	1	---くん製したもの	KG	0306.15	000 5	---かに		KG
	100	5	---その他のもの	KG			(新 規)		
0306.16	900	0	---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)	KG	0306.16	000 0	---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)		
	100	5	---くん製したもの	KG			(新 規)		
0306.17	900	6	---その他のもの	KG	0306.17	000 6	---その他のもの		KG
	100	4	---コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン (クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)	KG			(新 規)		
0306.19	900	6	---くん製したもの	KG	0306.19	000 6	---その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)) を含む。		KG
	100	1	---その他のもの	KG			---その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)) を含む。		
0306.21	900	3	---くん製したもの	KG	0306.21	000 4	---冷凍してないもの		KG
	100	6	---その他のもの	KG			---いせえびその他のいせえび科のえび (パナユルス属、パナユルス属又はヤスス属のもの)		
0306.22	900	3	---いせえびその他のいせえび科のえび (パナユルス属、パナユルス属又はヤスス属のもの)	KG	0306.22	000 3	---いせえびその他のいせえび科のえび (パナユルス属、パナユルス属又はヤスス属のもの)		KG
	100	5	---くん製したもの	KG			---ロブスター (ホマルス属のもの)		KG
0306.24	900	0	---その他のもの	KG	0306.23 0306.24	000 2 000 1	---その他のもの		KG
	100	3	---かに	KG			---シュリンプ及びプローン		KG
0306.25	900	5	---くん製したもの	KG	0306.25	000 1	---かに		KG
	100	5	---その他のもの	KG			(新 規)		
0306.25	900	5	---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)	KG	0306.25	000 1	---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)		
	100	5	---くん製したもの	KG			(新 規)		



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
0306.26	100	2		KG	0306.29	000	(新規)		
	900	4		KG					
0306.27	100	1		KG	0306.29	000	(新規)		
	900	3		KG					
0306.29	100	0		KG	0306.29	000	3	---その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	KG
	900	2		KG					
03.07	100	5		KG	03.07	000	3	---その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	KG
	900	0		KG					
0307.11	000	5	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	KG	0307.10	000	6	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	KG
0307.19			---かき	KG					
0307.21	100	6	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	0307.21	000	1	---かき	KG
	900	1	---その他のもの	KG					
0307.29			---くん製したもの	KG	0307.29	000	1	---スキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)(省略)	KG
			---その他のもの	KG					
0307.31	100	3	---スキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)(省略)	KG	0307.31	000	5	---スキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)(同左)	KG
	900	5	---その他のもの	KG					
0307.39			---い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(省略)	KG	0307.39	000	5	---い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(同左)	KG
			---その他のもの	KG					
	100	0	---くん製したもの	KG					
	900	2	---その他のもの	KG					
			---いか(セビア・オフィキナリス、						

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0307.41		ロシア・マクロソマ及びセピオラ 属、オムマストリフェス属、ロリ ゴ属、ノトダルス属又はセピオ ティウチス属のもの (省 略)			0307.41		ロシア・マクロソマ及びセピオラ 属、オムマストリフェス属、ロリ ゴ属、ノトダルス属又はセピオ ティウチス属のもの (同 左)		
0307.49		---その他のもの			0307.49		---その他のもの		
	100 4	----冷凍したもの		KG		100 4	----冷凍したもの		KG
	200 6	----くん製したもの		KG			(新 規)		
	900 6	----その他のもの		KG		900 6	----その他のもの		KG
0307.51		---たこ (オクトプス属のもの) (省 略)			0307.51		---たこ (オクトプス属のもの) (同 左)		
0307.59		---その他のもの			0307.59	000 6	---その他のもの		KG
	100 1	----くん製したもの		KG					
	900 3	----その他のもの		KG					
0307.60		---かたつむりその他の巻貝(海棲の ものを除く。)			0307.60	000 5	---かたつむりその他の巻貝(海棲の ものを除く。)		KG
	100 0	----くん製したもの		KG					
	900 2	----その他のもの		KG					
		---クラム、コックル及びアークシェ ル(ふねがい科、アイスランドが い科、ざるがい科、ふじのはなが い科、きぬまといがい科、ばかが い科、ちどりますおがい科、おお のがい科、あさじがい科、きぬた あげまきがい科、まてがい科、し やこがい科又はまるすだれがい科 のもの)					(新 規)		
0307.71	000 1	---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの		KG			(新 規)		
0307.79		---その他のもの					(新 規)		
	100 2	----くん製したもの		KG					
	900 4	----その他のもの		KG					
0307.81	000 5	---あわび(ハリオティス属のもの) ---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの		KG			(新 規) (新 規)		
0307.89		---その他のもの					(新 規)		
	100 6	----くん製したもの		KG					
	900 1	----その他のもの		KG					
		---その他のもの(軟体動物の粉、ミール 及びペレット(食用に適するも のに限る。)を含む。)					---その他のもの(水棲無脊椎動物(甲 殻類を除く。)の粉、ミール及び ペレット(食用に適するものに 限る。)を含む。)		
0307.91		---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの			0307.91		---生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの		
	100 4	----いか(セピア・オフィキナリス、 ロシア・マクロソマ及び セピオラ属、オムマストリフェ ス属、ロリゴ属、ノトダルス 属又はセピオティウチス属 のものを除く。) (削 除)		KG		100 4	----いか(セピア・オフィキナリス、 ロシア・マクロソマ及び セピオラ属、オムマストリフェ ス属、ロリゴ属、ノトダルス 属又はセピオティウチス属 のものを除く。)		KG
					200 6		----ほや		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
0307.99	300	1	----	KG	0307.99		(新 規)			
			科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)							
	900	6	----その他のもの	KG		900	6	----その他のもの		KG
			----その他のもの					----その他のもの		
			----冷凍したもの					----冷凍したもの		
	110	6	----いか (セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。)	KG		110	6	----いか (セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。)		KG
03.08	120	2	----スケヤロップ (いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	KG			(新 規)			
			科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)							
	190	2	----その他のもの	KG	190	2	----その他のもの		KG	
			----くん製したもの				(新 規)			
	210	1	----貝柱	KG						
290	4	----その他のもの	KG							
900	5	----その他のもの	KG	900	5	----その他のもの		KG		
0308.11	000	3	水棲無脊椎動物 (生きていもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物 (甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)				(新 規)			
			---なまこ (スティコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの)							
0308.19	100	4	---生きていもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG						
	900	6	---その他のもの	KG						
			----くん製したもの	KG						
			----その他のもの	KG						
0308.21	000	0	---うに (バラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギョロケントロトウス属のもの)							
			---生きていもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG						

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0308.29		---その他のもの							
	100	1 ---くん製したもの		KG					
	900	3 ---その他のもの		KG					
0308.30		---くらげ (ロビレマ属のもの)							
	100	0 ---くん製したもの		KG					
	900	2 ---その他のもの		KG					
0308.90		---その他のもの							
		---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	110	6 ---ほや		KG					
	190	2 ---その他のもの		KG					
	200	5 ---くん製したもの		KG					
	900	5 ---その他のもの		KG					
04.01		ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)			04.01		ミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)		
		(省 略)					(同 左)		
0401.10		(省 略)			0401.10		(同 左)		
0401.20		(省 略)			0401.20		(同 左)		
0401.40	000	5 一脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの		KG	0401.30	000	1 一脂肪分が全重量の6%を超えるもの		KG
0401.50	000	2 一脂肪分が全重量の10%を超えるもの		KG					
04.07		殻付きの鳥卵 (生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)			04.07		殻付きの鳥卵 (生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)		
		一ふ化用の受精卵							
0407.11	000	1 一鶏 (ガルルス・ドメスティクス)のもの		KG	0407.00	000	5 一鶏 (ガルルス・ドメスティクス)のもの		KG
0407.19	000	0 一その他のもの		KG					
		一その他の卵 (生鮮のものに限る。)							
0407.21	000	5 一鶏 (ガルルス・ドメスティクス)のもの		KG					
0407.29	000	4 一その他のもの		KG					
0407.90	000	6 一その他のもの		KG					
06.03		切花及び花芽 (生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)			06.03		切花及び花芽 (生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)		
		一生鮮のもの					一生鮮のもの		
0603.11		(省 略)			0603.11		(同 左)		
0603.14		(省 略)			0603.14		(新 規)		
0603.15	000	4 一ゆり (リリウム属のもの)		KG	0603.19		(同 左)		
0603.19		(省 略)			0603.19		(同 左)		
0603.90		(省 略)			0603.90		(同 左)		
06.04		植物の葉、枝その他の部分 (花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)、草、こけ及び地衣 (生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染			06.04		植物の葉、枝その他の部分 (花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)、草、こけ及び地衣 (生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0604.20	000	4			0604.10	000	0		
0604.90	000	4							
					0604.91	000	3		
					0604.99	000	2		
07.09					07.09				
0709.20					0709.20				
0709.70					0709.70				
0709.91	000	3			0709.90	000	4		
0709.92	000	2							
0709.93	000	1							
0709.99	000	2							
07.13					07.13				
0713.10					0713.10				
0713.20					0713.20				
0713.31					0713.31				
0713.33					0713.33				
0713.34	000	3							
0713.35	000	2							
0713.39					0713.39				
0713.50					0713.50				
0713.60	000	5							
0713.90					0713.90				
07.14					07.14				
0714.10					0714.10				
0714.20					0714.20				
0714.30	000	5							

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0714.40	000	2	一 さといも (ココカシア属のもの)	KG			(新 規)		
0714.50	000	6	一 アメリカさといも (クサントソマ 属のもの)	KG			(新 規)		
0714.90			(省 略)		0714.90		(同 左)		
08.01			ココヤシの実、ブラジルナット及び カシューナット (生鮮のもの及び乾 燥したものに限るものとし、殻又は 皮を除いてあるかないかを問わな い。)		08.01		ココヤシの実、ブラジルナット及び カシューナット (生鮮のもの及び乾 燥したものに限るものとし、殻又は 皮を除いてあるかないかを問わな い。)		
0801.11			一 ココヤシの実 (省 略)		0801.11		(同 左)		
0801.12	000	3	一 一内果皮付きのもの	KG			(新 規)		
0801.19			(省 略)		0801.19		(同 左)		
0801.32					0801.32				
08.02			その他のナット (生鮮のもの及び乾 燥したものに限るものとし、殻又は 皮を除いてあるかないかを問わな い。)		08.02		その他のナット (生鮮のもの及び乾 燥したものに限るものとし、殻又は 皮を除いてあるかないかを問わな い。)		
0802.11			(省 略)		0802.11		(同 左)		
0802.32					0802.32				
0802.41	000	0	一 くり (カスターネア属のもの)	KG	0802.40	000	1	一 くり (カスターネア属のもの)	KG
0802.42	000	6	一 一殻付きのもの	KG					
0802.51	000	4	一 一殻を除いたもの	KG	0802.50	000	5	一 ピスタチオナット	KG
0802.52	000	3	一 ピスタチオナット	KG					
0802.61	000	1	一 一殻付きのもの	KG	0802.60	000	2	一 マカダミアナット	KG
0802.62	000	0	一 一殻を除いたもの	KG					
0802.70	000	6	一 コーラナット (コラ属のもの)	KG			(新 規)		
0802.80	000	3	一 びんろう子	KG			(新 規)		
0802.90			(省 略)		0802.90		(同 左)		
08.03			バナナ (プランテインを含むものと し、生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。)		08.03		バナナ (プランテインを含むものと し、生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。)		
0803.10	000	1	一 プランテイン	KG	0803.00	000	4	バナナ (プランテインを含むものと し、生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。)	KG
0803.90	000	5	一 その他のもの	KG					
08.08			りんご、梨及びマルメロ (生鮮のも のに限る。)		08.08		りんご、なし及びマルメロ (生鮮の ものに限る。)		
0808.10			(省 略)		0808.10		(同 左)		
0808.30	000	6	一 梨	KG	0808.20	000	2	一 なし及びマルメロ	KG
0808.40	000	3	一 マルメロ	KG					
08.09			あんず、さくらんぼ、桃 (ネクタリ ンを含む。)、プラム及びスロー (生 鮮のものに限る。)		08.09		あんず、さくらんぼ、桃 (ネクタリ ンを含む。)、プラム及びスロー (生 鮮のものに限る。)		
0809.10			(省 略)		0809.10		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0809.21	000	6			0809.20	000	0		
		一さくらんぼ							KG
		一サワーチェリー (プルナス・ケ ラスス)		KG					
0809.29	000	5							
		一その他のもの		KG					
0809.30		(省 略)			0809.30				(同 左)
0809.40		(省 略)			0809.40				(同 左)
08.10		その他の果実 (生鮮のものに限る。)			08.10				その他の果実 (生鮮のものに限る。)
0810.10		(省 略)			0810.10				(同 左)
0810.20		(省 略)			0810.20				(同 左)
0810.30	000	2							(新 規)
		一ブラックカーラント、ホワイトカー ラント、レッドカーラント及びグ ズベリー		KG					
0810.40	000	6			0810.40	000	6		
		一克蘭ベリー、ビルベリーその他 のヴァキニウム属の果実		KG					KG
0810.50		(省 略)			0810.50				(同 左)
0810.60		(省 略)			0810.60				(同 左)
0810.70	000	4							(新 規)
		一柿		KG					
0810.90	000	5			0810.90				
		一その他のもの		KG					
						100	0		
						900	2		
									KG
									KG
09.04		とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉碎したもの に限る。)及びこしょう属のペッパー			09.04				とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉碎したもの に限る。)及びこしょう属のペッパー
0904.11		(省 略)			0904.11				(同 左)
0904.12		(省 略)			0904.12				(同 左)
		一とうがらし属又はピメンタ属の果 実			0904.20	000	6		
0904.21	000	5							KG
		一乾燥したもの (破碎及び粉碎の いずれもしてないものに限る。)		KG					
0904.22	000	4							
		一破碎し又は粉碎したもの		KG					
09.05		バナラ豆			09.05				
0905.10	000	0			0905.00	000	3		
		一破碎及び粉碎のいずれもしてない もの		KG					KG
0905.20	000	4							
		一破碎し又は粉碎したもの		KG					
09.07		丁子 (果実、花及び花梗に限る。)			09.07				
0907.10	000	3			0907.00	000	6		
		一破碎及び粉碎のいずれもしてない もの		KG					KG
0907.20	000	0							
		一破碎し又は粉碎したもの		KG					
09.08		肉づく、肉づく花及びカルダモン類			09.08				肉づく、肉づく花及びカルダモン類
		一肉づく			0908.10	000	1		
0908.11	000	0							KG
		一破碎及び粉碎のいずれもしてな いもの		KG					
0908.12	000	6							
		一破碎し又は粉碎したもの		KG					
		一肉づく花			0908.20	000	5		
0908.21	000	4							KG
		一破碎及び粉碎のいずれもしてな いもの		KG					
0908.22	000	3							
		一破碎し又は粉碎したもの		KG					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0908.31	000	1			0908.30	000	2		
		0908.32	000	0					
09.09					09.09				
		0909.21	000	2	0909.10	000	6		
		0909.22	000	1	0909.20	000	3		
		0909.31	000	6	0909.30	000	0		
		0909.32	000	5	0909.40	000	4		
		0909.61	000	4	0909.50	000	1		
09.10					09.10				
		0910.11	000	3	0910.10	000	4		
		0910.12	000	2	0910.20				
		0910.20			0910.30				
		0910.30			0910.91	000	0		
		0910.91			0910.99				
		0910.99	100	2		100	1		
			900	4		900	3		
10.01					10.01				
		1001.11	000	3	1001.10	000	4		
		1001.19	000	2	1001.90	000	1		
		1001.91	000	0					
		1001.99	000	6					
10.02					10.02				
		1002.10	000	2	1002.00	000	5		
		1002.90	000	6					



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
10.03		大麦及び裸麦			10.03		大麦及び裸麦		
1003.10	000	0 一 <sup>は</sup> 播種用のもの		MT	1003.00	000	3 大麦及び裸麦		MT
1003.90	000	4 一その他のもの		MT					
10.04		オート			10.04		オート		
1004.10	000	5 一 <sup>は</sup> 播種用のもの		MT	1004.00	000	1 オート		MT
1004.90	000	2 一その他のもの		MT					
10.07		グレーンソルガム			10.07		グレーンソルガム		
1007.10	000	6 一 <sup>は</sup> 播種用のもの		MT	1007.00	000	2 グレーンソルガム		MT
1007.90	000	3 一その他のもの		MT					
10.08		そば、ミレット及びカナリーシード 並びにその他の穀物 (省 略)			10.08		そば、ミレット及びカナリーシード 並びにその他の穀物 (同 左)		
1008.10		一ミレット			1008.10		一ミレット		
1008.21	000	0 一 <sup>は</sup> 播種用のもの		MT	1008.20	000	1 一ミレット		MT
1008.29	000	6 一その他のもの		MT					
1008.30		(省 略)			1008.30		(同 左)		
1008.40	000	2 一フォニオ(ディギタリア属のもの)		MT			(新 規)		
1008.50	000	6 一キヌア(ケノボディウム・クイノ ア)		MT			(新 規)		
1008.60	000	3 一ライ小麦		MT			(同 左)		
1008.90		(省 略)			1008.90		(同 左)		
11.02		穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)			11.02		穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)		
1102.20		(削 除)			1102.10	000	5 一ライ麦粉		MT
1102.90		(省 略)			1102.20		(同 左)		
		(省 略)			1102.90		(同 左)		
12.01		大豆(割つてあるかないかを問わな い。)			12.01		大豆(割つてあるかないかを問わな い。)		
1201.10	000	3 一 <sup>は</sup> 播種用のもの		MT	1201.00	000	6 大豆(割つてあるかないかを問わな い。)		MT
1201.90	000	0 一その他のもの		MT					
12.02		落花生(煎つてないものその他の加 熱による調理をしてないものに限る ものとし、殻を除いてあるかないか 又は割つてあるかないかを問わな い。)			12.02		落花生(いつてないものその他の加 熱による調理をしてないものに限る ものとし、殻を除いてあるかないか 又は割つてあるかないかを問わな い。)		
1202.30	000	2 一 <sup>は</sup> 播種用のもの		MT	1202.10	000	1 一殻付きのもの		MT
		一その他のもの			1202.20	000	5 一殻を除いたもの(割つてあるかな いかを問わない。)		MT
1202.41	000	5 一殻付きのもの		MT					
1202.42	000	4 一殻を除いたもの(割つてあるか ないかを問わない。)		MT					
12.07		その他の採油用の種及び果実(割つ てあるかないかを問わない。)			12.07		その他の採油用の種及び果実(割つ てあるかないかを問わない。)		
1207.10	000	5 一油やしの実及びパーム核		MT			(新 規)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1207.21	000	1 一綿実			1207.20	000	2 一綿実		MT
1207.29	000	0 一播種用のもの		MT					
1207.30	000	6 一その他のもの		MT					
1207.40		(省 略)			1207.40		(新 規)		
1207.50		(省 略)			1207.50		(同 左)		
1207.60	000	4 一サフラワー (カルタムス・ティンクトリウス) の種		MT			(同 左)		
1207.70	000	1 一メロンの種		MT			(新 規)		
1207.91		一その他のもの			1207.91		一その他のもの		
1207.99		(省 略)			1207.99		(同 左)		
12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび (生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび (生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
1212.21	100	0 一海草その他の藻類			1212.20		一海草その他の藻類		
	200	2 一食用に適するもの				110	4 一食用のもの (生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。)	TH	KG
	300	4 一干しのり (長方形 (正方形を含む。)のもの)	TH	KG		120	0 一干しのり (長方形 (正方形を含む。)のもの)		
	900	2 一干しこんぶ		KG		130	3 一干しこんぶ		KG
1212.29	000	4 一ひじき		KG		190	0 一ひじき		KG
		一その他のもの		KG		900	3 一その他のもの		KG
1212.91		一その他のもの			1212.91		一その他のもの		
1212.92	000	4 一ローカストビーン (キャロブ)		KG			(同 左)		
1212.93	000	3 一さとうきび		KG			(新 規)		
1212.94	000	2 一チコリーの根		KG			(新 規)		
1212.99		(省 略)			1212.99		(同 左)		
15.01		豚脂 (ラードを含む。)及び家きん脂 (第02.09項又は第15.03項のものを除く。)			15.01		豚脂 (ラードを含む。)及び家きん脂 (第02.09項又は第15.03項のものを除く。)		
1501.10	000	5 一ラード		KG	1501.00		一豚脂		KG
1501.20	000	2 一その他の豚脂		KG		100	3 一その他のもの		KG
1501.90	000	2 一その他のもの		KG		900	5 一その他のもの		KG
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪 (第15.03項のものを除く。)			15.02		牛、羊又はやぎの脂肪 (第15.03項のものを除く。)		KG
1502.10	000	3 一タロー		KG	1502.00	000	6 一タロー		KG
1502.90	000	0 一その他のもの		KG			一その他のもの		KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<b>第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</b> 注 (省 略) 号注 1 (省 略) 2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。				<b>第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</b> 注 (同 左) 号注 1 (同 左) 2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。					
16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)			16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11		(省 略)			1604.11		(同 左)		
1604.16					1604.16		(新 規)		
1604.17	000	2	一うなぎ	KG	1604.19		(同 左)		
1604.19			(省 略)		1604.20		(同 左)		
1604.20			一キャビア及びその代用物		1604.30	000	3	一キャビア及びその代用物	KG
1604.31	000	2	一キャビア	KG					
1604.32	000	1	一キャビア代用物	KG					
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		
1605.10		(省 略)			1605.10		(同 左)		
			一シュリンプ及びブロン		1605.20	000	4	一シュリンプ及びブロン	KG
1605.21	000	3	一気密容器入りでないもの	KG					
1605.29	000	2	一その他のもの	KG					
1605.30			(省 略)		1605.30			(同 左)	
1605.40			(省 略)		1605.40			(同 左)	
			一軟体動物		1605.90			一その他のもの	
1605.51			一かき					一気密容器入りのもの	
	100	3	一一一気密容器入りのもの	KG	120	5	一一一かき	KG	
	900	5	一一一その他のもの	KG	190	5	一一一その他のもの	KG	
1605.52	000	0	一スキャロップ(いたや貝を含む。)	KG			一その他のもの		
1605.53	000	6	一い貝	KG	910	4	一一一あわび	KG	
1605.54	000	5	一いか	KG	920	0	一一一貝柱	KG	
1605.55	000	4	一たこ	KG	930	3	一一一なまこ(乾燥したものに限り。)	KG	
1605.56	000	3	一クラム、コックル及びアークシェル	KG					
1605.57	000	2	一あわび	KG	990	0	一一一その他のもの	KG	
1605.58	000	1	一かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	KG					
1605.59			一その他のもの						

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1605.61	100	2	---	KG					
	900	4	---	KG					
			---その他の水棲無脊椎動物						
			---なまこ						
	100	0	---	KG					
	900	2	---	KG					
1605.62	000	4	---	KG					
1605.63	000	3	---	KG					
1605.69	000	4	---	KG					
<b>第17類 糖類及び砂糖菓子</b>					<b>第17類 糖類及び砂糖菓子</b>				
注 (省 略)					注 (同 左)				
号注					号注				
1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。					1 第1701.11号及び第1701.12号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。				
2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。					(新 規)				
17.01		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） 一粗糖（香料料又は着色料を加えてないものに限る。） (削 除) (省 略)			17.01		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） 一粗糖（香料料又は着色料を加えてないものに限る。） ---甘しや糖 (同 左) (新 規) (新 規) (同 左) (同 左)		MT
1701.12					1701.11	000	3		
1701.13	000	1	---	MT	1701.12				
1701.14	000	0	---	MT					
1701.91		(省 略)			1701.91				
1701.99		(省 略)			1701.99				
20.03		調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） (省 略) (削 除) (省 略)			20.03			調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） (同 左)	
2003.10					2003.10				
2003.90					2003.20	000	6	一トリフ (同 左)	KG
2003.90					2003.90				
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）			20.08			果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2008.11 2008.80		(省 略)			2008.11 2008.80		(同 左)		
2008.91 2008.93	000 0	ーその他のもの (混合したもの (第 2008.19号のものを除く。) を含 む。)			2008.91		ーその他のもの (混合したもの (第 2008.19号のものを除く。) を含 む。)		
		(省 略)					(同 左)		
		ー克蘭ベリー (ヴァキニウム・ マクロカルボン、ヴァキニウム・ オクシココス及びヴァキニウ ム・ヴィティスイダイア)		KG			(新 規)		
2008.97 2008.99	000 3	ー混合したもの (省 略)		KG	2008.92 2008.99	000 1	ー混合したもの (同 左)		KG
20.09		果実又は野菜のジュース (ぶどう搾 汁を含み、発酵しておらず、かつ、 アルコールを加えてないものに限る ものとし、砂糖その他の甘味料を加 えてあるかないかを問わない。)			20.09		果実又は野菜のジュース (ぶどう搾 汁を含み、発酵しておらず、かつ、 アルコールを加えてないものに限る ものとし、砂糖その他の甘味料を加 えてあるかないかを問わない。)		
2009.11 2009.79		(省 略)			2009.11 2009.79		(同 左)		
		ーその他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得た ものを除く。)			2009.80	000 4	ーその他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得た ものを除く。)	L	KG
2009.81	000 3	ー克蘭ベリー (ヴァキニウム・ マクロカルボン、ヴァキニウム・ オクシココス及びヴァキニウ ム・ヴィティスイダイア) ジュー ス	L	KG					
2009.89 2009.90	000 2	ーその他のもの (省 略)	L	KG	2009.90		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<b>第21類 各種の調製食料品</b> 注 1及び2 (省 略) 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。				<b>第21類 各種の調製食料品</b> 注 1及び2 (同 左) 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜及び果実)から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。					
<b>第24類 たばこ及び製造たばこ代用品</b> 注 (省 略) 号注 1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう(芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない)。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。				<b>第24類 たばこ及び製造たばこ代用品</b> 注 (同 左) (新 規)					
24.03		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 一喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)			24.03		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 一喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)		
	2403.11	000	6						
	2403.19	000	5						
	2403.91				2403.91				
	2403.99				2403.99				
	25.28				25.28				
	2528.00	000	5				天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの		
						2528.10	000	2	
						2528.90	000	6	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<b>第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</b> 注 (省 略) 号注 1～3 (省 略) 4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。 備考 1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(f) (省 略)				<b>第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</b> 注 (同 左) 号注 1～3 (同 左) 4 第2710.11号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 (新 規) 備考 1 第2710.11号及び第2710.19号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(f) (同 左)					
27.10		石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 一石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼ含有するもの及び他の号に該当するものを除く。)			27.10		石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 一石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
2710.12		一一軽質油及びその調製品 一一一揮発油 一一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの			2710.11		一一軽質油及びその調製品 一一一揮発油 一一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの		
	110	5			110	6			
	190	1			190	2			
	200	4			200	5			
	300	6			300	0			
	900	4			900	5			
2710.19		(省 略)			2710.19		(同 左)		
2710.20		一石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼ含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)					(新 規)		

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		—揮発油							
110	4	—ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG					
190	0	—その他のもの	KL	KG					
200	3	—灯油	KL	KG					
300	5	—軽油	KL	KG					
400	0	—重油	KL	KG					
		—潤滑油							
510	5	—絶縁油	KL	KG					
520	1	—焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油 (絶縁油を除く。)	KL	KG					
590	1	—その他のもの	KL	KG					
600	4	—グリース		KG					
900	3	—その他のもの	KL	KG					
2710.91		—廃油 (省 略)			2710.91		—廃油 (同 左)		
2710.99		(省 略)			2710.99		(同 左)		

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注  
(省 略)

号注

1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

28.52		水銀の無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)			28.52				
2852.10	000	5	—化学的に単一のもの	KG	2852.00	000	1	水銀の無機又は有機の化合物 (アマルガムを除く。)	KG
2852.90	000	2	—その他のもの	KG					

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注  
(同 左)

(新 規)

28.52		水銀の無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)			28.52				
2852.10	000	5	—化学的に単一のもの	KG	2852.00	000	1	水銀の無機又は有機の化合物 (アマルガムを除く。)	KG
2852.90	000	2	—その他のもの	KG					

第29類 有機化学品

注

1 (省 略)

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)~(d) (省 略)

(e) 第30.02項の免疫産品

(f) (省 略)

(g) (省 略)

(h) (省 略)

(ij) (省 略)

(k) (省 略)

(l) (省 略)

3~8 (省 略)

29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03				
2903.11		(省 略)			2903.11				
2903.39		—非環式炭化水素のハロゲン化誘導			2903.39				

第29類 有機化学品

注

1 (同 左)

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)~(d) (同 左)

(新 規)

(e) (同 左)

(f) (同 左)

(g) (同 左)

(h) (同 左)

(ij) (同 左)

(k) (同 左)

3~8 (同 左)

29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03				
2903.11		(同 左)			2903.11				
2903.39		—非環式炭化水素のハロゲン化誘導			2903.39				



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2903.71	000	3	体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)		2903.41	000	5	体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	
			---クロロジフルオロメタン	KG				---トリクロロフルオロメタン (CFC-11)	KG
2903.72	000	2	---ジクロロトリフルオロエタン	KG				---ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)	KG
2903.73			---ジクロロフルオロエタン		2903.42	000	4	---ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)	KG
	100	3	----1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)	KG	2903.43	000	3	---トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)	KG
			----その他のもの		2903.44			---ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン	
2903.74	900	5	---クロロジフルオロエタン	KG				---ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)	KG
	100	2	----1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)	KG		100	4	---ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)	KG
			----その他のもの			200	6	---クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)	KG
2903.75	000	6	---ジクロロペンタフルオロプロパン	KG				---その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	
2903.76			---プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン		2903.45			---その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	
	100	0	----プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)	KG		010	4	---クロロトリフルオロメタン (CFC-13)	KG
	200	2	----プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301)	KG		020	0	---ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)	KG
	300	4	---ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402)	KG		030	3	---テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)	KG
2903.77			---その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)			040	6	---ヘプタクロロフルオロプロパン (CFC-211)	KG
	110	2	---トリクロロフルオロメタン (CFC-11)	KG		050	2	---ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-212)	KG
	120	5	---ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)	KG		060	5	---ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)	KG
	130	1	---クロロトリフルオロメタン (CFC-13)	KG		070	1	---テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)	KG
	210	4	---ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)	KG		080	4	---トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)	KG
	220	0	---テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)	KG		100	3	---ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)	KG
	230	3	---トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)	KG		110	6	---クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)	KG
	240	6	---ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)	KG					
	250	2	---クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)	KG					
	310	6	---ヘプタクロロフルオロプロパン (CFC-211)	KG					
	320	2	---ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-212)	KG					

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
	330	5	----	KG		900	5	----	KG
			ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)		2903.46			----	
	340	1	----	KG				----	
			テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)					----	
	350	4	----	KG		100	2	----	KG
			トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)					----	
	360	0	----	KG		200	4	----	KG
			ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)					----	
	370	3	----	KG		300	6	----	KG
			クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)					----	
	900	1	----	KG				----	
			その他のもの					----	
2903.78	000	3	----	KG	2903.47	000	6	----	KG
			その他のペルハロゲン化誘導体					----	
2903.79			----		2903.49			----	
			その他のもの					----	
			メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの					----	
	110	0	----	KG		110	2	----	KG
			ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)					----	
	120	3	----	KG		120	5	----	KG
			クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)					----	
	190	3	----	KG				----	
			その他のもの					----	
	900	6	----	KG		130	1	----	KG
			その他のもの					----	
						140	4	----	KG
								----	
						150	0	----	KG
								----	
								----	
						160	3	----	KG
								----	
						170	6	----	KG
								----	
						180	2	----	KG
								----	
						900	1	----	KG
								----	
			飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体					----	
2903.81	000	0	----	KG	2903.51	000	2	----	KG
			1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン (HC H (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)					----	
2903.82	000	6	----	KG	2903.52	000	1	----	KG
			アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)					----	
2903.89	000	6	----	KG	2903.59	000	1	----	KG
			その他のもの					----	
			芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体					----	
2903.91	000	4	----	KG	2903.61	000	6	----	KG
			クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン					----	
2903.92	000	3	----	KG	2903.62	000	5	----	KG
			ヘキサクロロベンゼン (ISO)					----	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2903.99	000	3			2903.69	000	5		
		及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラクロフェニル) エタン)						及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラクロフェニル) エタン)	
		ーその他のもの		KG				ーその他のもの	KG
29.08					29.08				
		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2908.11					2908.11			(同 左)	
2908.19					2908.19			(同 左)	
		ーその他のもの						ーその他のもの	
2908.91					2908.91			(同 左)	
2908.92	000	0						(新 規)	
		ー4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩		KG					
2908.99					2908.99			(同 左)	
29.12					29.12				
		アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド						アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	
2912.11					2912.11			(同 左)	
2912.29					2912.29			(同 左)	
		(削 除)			2912.30	000	5	ーアルデヒドアルコール	KG
		ーアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド						ーアルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	
2912.41					2912.41			(同 左)	
2912.60					2912.60			(同 左)	
29.14					29.14				
		ケトン及びキノン (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						ケトン及びキノン (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2914.11					2914.11			(同 左)	
2914.19					2914.19			(同 左)	
		ー飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン (他の酸素官能基を有しないものに限る。)						ー飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン (他の酸素官能基を有しないものに限る。)	
		(削 除)			2914.21	000	3	ーしょう脳	KG
2914.22					2914.22			(同 左)	
2914.70					2914.70			(同 左)	
29.16					29.16				
		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸						不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2916.11 }		無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化 物及び過酸並びにこれらのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、ニト ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ー不飽和非環式モノカルボン酸並び にその酸無水物、酸ハロゲン化物、 酸過酸化物及び過酸並びにこれら の誘導体			2916.11 }		無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化 物及び過酸並びにこれらのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、ニト ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ー不飽和非環式モノカルボン酸並び にその酸無水物、酸ハロゲン化物、 酸過酸化物及び過酸並びにこれら の誘導体		
2916.15		(省 略)			2916.15		(同 左)		
2916.16	000	ービナパクリル (I S O)		KG	2916.19		(新 規)		
2916.19		(省 略)			2916.20		(同 左)		
2916.20		(省 略)			2916.31 }		(同 左)		
2916.31 }		ー芳香族モノカルボン酸並びにその 酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過 酸化物及び過酸並びにこれらの誘 導体			2916.31 }		ー芳香族モノカルボン酸並びにその 酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過 酸化物及び過酸並びにこれらの誘 導体		
2916.34		(省 略)			2916.34		(同 左)		
		(削 除)			2916.35	000	ーフェニル酢酸のエステル		KG
		(削 除)			2916.36	000	ービナパクリル (I S O)		KG
2916.39		(省 略)			2916.39		(同 左)		
29.31		その他のオルガノインオルガニック 化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック 化合物		
2931.10	000	ーテトラメチル鉛及びテトラエチル 鉛		KG	2931.00	000	その他のオルガノインオルガニック 化合物		KG
2931.20	000	ートリブチルすず化合物		KG					
2931.90	000	ーその他のもの		KG					
29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として 酸素のみを有するものに限る。)			29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として 酸素のみを有するものに限る。)		
2932.11 }		(省 略)			2932.11 }		(同 左)		
2932.19					2932.19				
2932.20	000	ーラクトン		KG	2932.21	000	ーラクトン		KG
					2932.29	000	ークマリン、メチルクマリン及び エチルクマリン		KG
2932.91 }		(省 略)			2932.91 }		ーその他のラクトン		KG
2932.99					2932.99		(同 左)		
29.37		ホルモン、プロスタグランジン、ト ロンボキサン及びロイコトリエン(天 然のもの及びこれと同一の構造を有 する合成のものに限る。)並びにこれ らの誘導体及び構造類似物 (主と してホルモンとして使用するもので、 変性ポリペプチドを含む。)			29.37		ホルモン、プロスタグランジン、ト ロンボキサン及びロイコトリエン(天 然のもの及びこれと同一の構造を有 する合成のものに限る。)並びにこれ らの誘導体及び構造類似物 (主と してホルモンとして使用するもので、 変性ポリペプチドを含む。)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2937.11 }		(省 略)			2937.11 }		(同 左)		
2937.29		(削 除)			2937.29		ーカテコールアミンホルモン並びに その誘導体及び構造類似物		
		(削 除)			2937.31	000 3	ーエビネフリン		GR
		(削 除)			2937.39	000 2	ーその他のもの		GR
		(削 除)			2937.40	000 1	ーアミノ酸誘導体		GR
2937.50		(省 略)			2937.50		(同 左)		
2937.90		(省 略)			2937.90		(同 左)		
29.39		植物アルカロイド (天然のもの及び これと同一の構造を有する合成のも のに限る。) 及びその塩、エーテル、 エステルその他の誘導体			29.39		植物アルカロイド (天然のもの及び これと同一の構造を有する合成のも のに限る。) 及びその塩、エーテル、 エステルその他の誘導体		
2939.11 }		(省 略)			2939.11 }		(同 左)		
2939.30		ーエフェドリン類及びその塩			2939.30		ーエフェドリン類及びその塩		
2939.41 }		(省 略)			2939.41 }		(同 左)		
2939.43					2939.43		(新 規)		
2939.44	000 0	ーノルエフェドリン及びその塩		KG	2939.49 }		(同 左)		
2939.49 }		(省 略)			2939.99		(同 左)		

第30類 医療用品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) (省 略)
  - (b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品 (例えば、錠剤、チューイングガム及びパッチ (経皮投与剤)) (第21.06項及び第38.24項参照)
  - (c) (省 略)
  - (d) (省 略)
  - (e) (省 略)
  - (f) (省 略)
  - (g) (省 略)
  - (h) (省 略)

2 第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体 (MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン (IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子 (TNF)、成長因子 (GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子 (CSF) その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質 (第29.37項の物品を除く。) をいう。

3及び4 (省 略)

第30類 医療用品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) (同 左) (新 規)
- (b) (同 左)
- (c) (同 左)
- (d) (同 左)
- (e) (同 左)
- (f) (同 左)
- (g) (同 左)

2 第30.02項において「変性免疫産品」とは、単クローン抗体、抗体フラグメント、抗体複合体及び抗体フラグメント複合体のみをいう。

3及び4 (省 略)

30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 (変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。) 並びにワクチン、			30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品 (生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。) 並びにワクチン、毒素、培養微生物 (酵母を除		
-------	--	--	--	--	-------	--	---	--	--

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3002.10	000	6			3002.10	000	6		
		毒素、培養微生物（酵母を除く。） その他これらに類する物品 一免疫血清その他の血液分画物及び 免疫産品（変性したものであるか ないか又は生物工学的方法により 得たものであるかないかを問わな い。）		K G					K G
3002.20					3002.20				
3002.90					3002.90				
		(省 略)							(同 左)
37.02					37.02				
		感光性のロール状写真用フィルム （露光してないものに限るものとし、 紙製、板紙製又は紡織用繊維製の ものを除く。）及び感光性のロール状 インスタントプリントフィルム（露 光してないものに限る。）							感光性のロール状写真用フィルム （露光してないものに限るものとし、 紙製、板紙製又は紡織用繊維製の ものを除く。）及び感光性のロール状 インスタントプリントフィルム（露 光してないものに限る。）
3702.10					3702.10				
3702.44					3702.44				
		(省 略)							(同 左)
		一その他のフィルム（カラー写真用 のもの（ポリクローム）に限る。）							一その他のフィルム（カラー写真用 のもの（ポリクローム）に限る。）
3702.52	000	6	S M	M	3702.51	000	0	S M	M
		一幅が16ミリメートル以下のもの							一幅が16ミリメートル以下で、長 さが14メートル以下のもの
					3702.52	000	6	S M	M
									一幅が16ミリメートル以下で、長 さが14メートルを超えるもの
3702.53					3702.53				
3702.56					3702.56				
		(省 略)							(同 左)
		一その他のもの							一その他のもの
3702.96	000	4	S M	M	3702.91	000	2	S M	M
		一幅が35ミリメートル以下で、長 さが30メートル以下のもの							一幅が16ミリメートル以下のもの
3702.97	000	3	S M	M	3702.93	000	0	S M	M
		一幅が35ミリメートル以下で、長 さが30メートルを超えるもの							一幅が16ミリメートルを超え35 ミリメートル以下で、長さが30 メートル以下のもの
3702.98	000	2	S M	M	3702.94	000	6	S M	M
		一幅が35ミリメートルを超えるも の							一幅が16ミリメートルを超え35 ミリメートル以下で、長さが30 メートルを超えるもの
					3702.95	000	5	S M	M
									一幅が35ミリメートルを超えるも の



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
41.01		(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。)			41.01				
4101.20	000 3	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)			4101.20	000 3	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)		
4101.50		一全形の原皮(スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)		KG	4101.50		一全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)		KG
4101.90		(省 略)			4101.90		(同 左)		
		(省 略)					(同 左)		
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					
注				注					
1 この類において「革」には、シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。				(新 規)					
2 (省 略)				1 (同 左)					
3 (A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (B) (省 略)				2 (A) 第42.02項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (同 左) (B) (同 左)					
4 (省 略)				3 (同 左)					
42.02		旅行用バッグ、断熱加工された飲料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンビネーションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、パルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用			42.02		旅行用バッグ、断熱加工された飲料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンビネーションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、パルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用		



新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4202.11	000	6	NO	KG	4202.11	000	6	NO	KG
4202.12		(省 略)			4202.12		(同 左)		
4202.19		(省 略)			4202.19		(同 左)		
4202.21	000	3	NO	KG	4202.21	000	3	NO	KG
4202.22		(省 略)			4202.22		(同 左)		
4202.29		(省 略)			4202.29		(同 左)		
4202.31	000	0	D Z	KG	4202.31	000	0	D Z	KG
4202.32		(省 略)			4202.32		(同 左)		
4202.39		(省 略)			4202.39		(同 左)		
4202.91	000	3	D Z	KG	4202.91	000	3	D Z	KG
4202.92		(省 略)			4202.92		(同 左)		
4202.99		(省 略)			4202.99		(同 左)		

第44類 木材及びその製品並びに木炭

注  
(省 略)  
号注

1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。

2 (省 略)

第44類 木材及びその製品並びに木炭

注  
(同 左)  
号注

(新 規)

1 (同 左)

44.01 のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材

44.01 のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4401.10 }		(省 略)			4401.10 }		(同 左)		
4401.22		一のこくず及び木くず(棒状、ブリ ケット状、ペレット状その他これ らに類する形状に凝結させてある かないかを問わない。)			4401.22 4401.30	000 2	一のこくず及び木くず(棒状、ブリ ケット状、ペレット状その他これ らに類する形状に凝結させてある かないかを問わない。)		MT
4401.31	000 1	一木質ペレット		MT					
4401.39	000 0	一その他のもの		MT					
44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮 又は辺材をはいであるかないか又は 粗く角にしてあるかないかを問わな い。)			44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮 又は辺材をはいであるかないか又は 粗く角にしてあるかないかを問わな い。)		
4403.10		(省 略)			4403.10		(同 左)		
4403.20		(省 略)			4403.20		(同 左)		
		一その他のもの(この類の号注2の 熱帯産木材のものに限る。)					一その他のもの(この類の号注1の 熱帯産木材のものに限る。)		
4403.41 }		(省 略)			4403.41 }		(同 左)		
4403.99					4403.99				
44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削 りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6ミリメートルを超えるものに限る ものとし、かんながけし、やすりが けし又は縦継ぎしたものであるかな いかを問わない。)			44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削 りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6ミリメートルを超えるものに限る ものとし、かんながけし、やすりが けし又は縦継ぎしたものであるかな いかを問わない。)		
4407.10		(省 略)			4407.10		(同 左)		
		一熱帯産木材(この類の号注2の ものに限る。)のもの					一熱帯産木材(この類の号注1の ものに限る。)のもの		
4407.21 }		(省 略)			4407.21 }		(同 左)		
4407.99					4407.99				
44.08		化粧ばり用単板(積層木材を平削り することにより得られるものを含 む。)、合板用単板、これらに類する 積層木材用単板及びその他の縦にひ き、平削りし又は丸はぎした木材(厚 さが6ミリメートル以下のものに限 るものとし、かんながけし、やすり がけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎ したものであるかないかを問わな い。)			44.08		化粧ばり用単板(積層木材を平削り することにより得られるものを含 む。)、合板用単板、これらに類する 積層木材用単板及びその他の縦にひ き、平削りし又は丸はぎした木材(厚 さが6ミリメートル以下のものに限 るものとし、かんながけし、やすり がけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎ したものであるかないかを問わな い。)		
4408.10		(省 略)			4408.10		(同 左)		
		一熱帯産木材(この類の号注2の ものに限る。)のもの					一熱帯産木材(この類の号注1の ものに限る。)のもの		
4408.31 }		(省 略)			4408.31 }		(同 左)		
4408.90					4408.90				
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これら に類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これら に類する積層木材		

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4412.10		(省 略) —その他の合板 (木材 (竹製のものを除く。)) の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)			4412.10		(同 左) —その他の合板 (木材 (竹製のものを除く。)) の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)		
4412.31	000 0	—少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材 (この類の号注2のものに限る。) のもの	CM	SM	4412.31	000 0	—少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材 (この類の号注1のものに限る。) のもの	CM	SM
4412.32 } 4412.99		(省 略)			4412.32 } 4412.99		(同 左)		
47.06		古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ			47.06		古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ		
4706.10 } 4706.30		(省 略)			4706.10 } 4706.30		(同 左)		
4706.91 4706.92 4706.93	000 1	—その他のもの (省 略) (省 略) —機械的及び化学的工程の組合せにより製造したものの		MT	4706.91 4706.92 4706.93	000 1	—その他のもの (同 左) (同 左) —セミケミカルパルプ		MT

## 第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 (省 略)
  - 2 この類には、次の物品を含まない。
    - (a)~(o) (省 略)
    - (p) 第95類の物品 (例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)
    - (q) 第96類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)
  - 3~12 (省 略)
- 号注
- 1及び2 (省 略)
  - 3 第4805.11号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ (さらしてないものに限る。) の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT30 (コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。
  - 4 第4805.12号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30 (コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。
  - 5~7 (省 略)

48.05  
その他の紙及び板紙 (塗布してない) ものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規

## 第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 (同 左)
  - 2 この類には、次の物品を含まない。
    - (a)~(o) (同 左)
    - (p) 第95類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具) 及び第96類の物品 (例えば、ボタン)  
(新 規)
  - 3~12 (同 左)
- 号注
- 1及び2 (同 左)
  - 3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙 (セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ (広葉樹のものに限る。) の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT30 (コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。
  - 4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30 (コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。
  - 5~7 (同 左)

48.05  
その他の紙及び板紙 (塗布してない) ものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4805.11	000	4		MT	4805.11	000	4		MT
4805.12	000	3		KG	4805.12	000	3		KG
4805.19  					4805.19  				
4805.93		(省 略)			4805.93		(同 左)		
48.08		コルゲート加工をし (平らな表面紙を貼りつけてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙 (ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)			48.08		コルゲート加工をし (平らな表面紙を貼りつけてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙 (ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。)		
4808.10		(省 略)			4808.10		(同 左)		
4808.40	000	4		KG	4808.20	000	3		KG
		ークラフト紙 (ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)					一重袋用クラフト紙 (ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)		
					4808.30	000	0		KG
							一その他のクラフト紙 (ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)		
4808.90		(省 略)			4808.90		(同 左)		
48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー			48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー		
4814.20		(削 除)			4814.10	000	1		KG
4814.90		(省 略)			4814.20		一イングレイシペーパー		
		(省 略)			4814.90		(同 左)		
48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品			48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4818.10 )		(省 略)			4818.10 )		(同 左)		
4818.30		(削 除)			4818.30 4818.40	000 5	一生理用のナブキン及びタンポン、 乳児用のおむつ及びおむつ中敷き その他これらに類する衛生用品		KG
4818.50		(省 略)			4818.50		(同 左)		
4818.90		(省 略)			4818.90		(同 左)		

## 第11部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。  
 (a)～(t) (省 略)  
 (u) 第96類の物品 (例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、  
 スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナブ  
 キン (パッド) 及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむ  
 つ中敷き)  
 (v) (省 略)  
 2～6 (省 略)  
 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。  
 (a)及び(b) (省 略)  
 (c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を  
 先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁を  
 この注に規定される他の加工をした物品 (反物の裁断した縁に  
 ほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除  
 く。)  
 (d) (省 略)  
 (e) (省 略)  
 (f) (省 略)  
 (g) (省 略)

8～14 (省 略)

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、  
網及びケーブル並びにこれらの製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a)～(e) (省 略)  
 (f) 第96.19項の生理用のナブキン (パッド) 及びタンポン、乳  
 児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品  
 2～4 (省 略)

56.01 紡織用繊維のウォッディング及びそ  
 の製品並びに長さが5ミリメートル  
 以下の紡織用繊維 (フロック)、紡  
 織用繊維のダスト及びミルネップ  
 (削 除)

## 第11部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。  
 (a)～(t) (同 左)  
 (u) 第96類の物品 (例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、  
 スライドファスナー及びタイプライターリボン)  
 (v) (同 左)  
 2～6 (同 左)  
 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。  
 (a)及び(b) (同 左)  
 (新 規)

(c) (同 左)  
 (d) (同 左)  
 (e) (同 左)  
 (f) (同 左)  
 8～14 (同 左)

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、  
網及びケーブル並びにこれらの製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a)～(e) (同 左)  
 (新 規)  
 2～4 (同 左)

56.01 紡織用繊維のウォッディング及びそ  
 の製品並びに長さが5ミリメートル  
 以下の紡織用繊維 (フロック)、紡  
 織用繊維のダスト及びミルネップ  
 一生理用のナブキン及びタンポン、  
 乳児用のおむつ及びおむつ中敷き  
 その他これらに類する衛生用品  
 (ウォッディング製のものに限  
 る。)

KG

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5601.21 }		(省 略)			5601.21 }		(同 左)		
5601.30					5601.30				
58.01		パイル織物及びシェニール織物 (第 58.02項又は第58.06項の織物類を除 く。)			58.01		パイル織物及びシェニール織物 (第 58.02項又は第58.06項の織物類を除 く。)		
5801.10		(省 略) 一綿製のもの			5801.10		(同 左) 一綿製のもの		
5801.21 }		(省 略)			5801.21 }		(同 左)		
5801.23		(削 除)			5801.23				
		(削 除)			5801.24	000 1	一たてパイル織物 (パイルを切つ てないものに限る。)	SM	KG
		(削 除)			5801.25	000 0	一たてパイル織物 (パイルを切つ たものに限る。)	SM	KG
5801.26		(省 略)			5801.26		(同 左) (新 規) 一人造繊維製のもの		
5801.27	000 5	一たてパイル織物 一人造繊維製のもの	SM	KG					
5801.31 }		(省 略)			5801.31 }		(同 左)		
5801.33		(削 除)			5801.33				
		(削 除)			5801.34	000 5	一たてパイル織物 (パイルを切つ てないものに限る。)	SM	KG
		(削 除)			5801.35	000 4	一たてパイル織物 (パイルを切つ たものに限る。)	SM	KG
5801.36		(省 略)			5801.36		(同 左) (新 規)		
5801.37	000 2	一たてパイル織物	SM	KG					
5801.90		(省 略)			5801.90		(同 左)		
第61類 衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのもの に限る。)				第61類 衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのもの に限る。)					
注 1～5 (省 略) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメー トル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省 略) 7～10 (省 略)				注 1～5 (同 左) 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメー トル以下の乳幼児用のものをいう <u>ものとし、乳児用のおむつ を含む。</u> (b) (同 左) 7～10 (同 左)					
第62類 衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのもの を除く。)				第62類 衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのもの を除く。)					
注 1～3 (省 略) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメー トル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省 略) 5～9 (省 略)				注 1～3 (同 左) 4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメー トル以下の乳幼児用のものをいう <u>ものとし、乳児用のおむつ を含む。</u> (b) (同 左) 5～9 (同 左)					
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び 水着並びにその他の衣類			62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び 水着並びにその他の衣類		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6211.11 )		(省 略)			6211.11 )		(同 左)		
6211.39		一その他の女子用の衣類 (削 除)			6211.39		一その他の女子用の衣類		
6211.42 )		(省 略)			6211.42 )		(同 左)		
6211.49					6211.49				
63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆 (ボート用、セールボード用又はラン ドクラフト用のものに限る。) 並 びにキャンプ用品			63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆 (ボート用、セールボード用又はラン ドクラフト用のものに限る。) 並 びにキャンプ用品		
6306.12 )		(省 略)			6306.12 )		(同 左)		
6306.40					6306.40				
6306.90	000	3 一その他のもの		KG			一その他のもの		
					6306.91	000	2 一綿製のもの		KG
					6306.99	000	1 一その他の紡織用繊維製のもの		KG
64.02		その他の履物 (本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製のものに限る。)			64.02		その他の履物 (本底及び甲がゴム製 又はプラスチック製のものに限る。)		
6402.12		(省 略)			6402.12		(同 左)		
6402.19		(省 略)			6402.19		(同 左)		
6402.20	000	0 一履物 (甲の部分のストラップ又は ひもを底にプラグ止めしたものに 限る。)		P R	6402.20	000	0 一履物 (甲の部分のストラップ又は ひもを底にプラグ止めしたもの に限る。)		P R
6402.91		(省 略)			6402.91		(同 左)		
6402.99		(省 略)			6402.99		(同 左)		
64.06		履物の部分品 (甲を含むものとし、 本底以外の底に取り付けてあるかな いかを問わない。) 及び取り外し可 能な中敷き、ヒールクッションその 他これらに類する物品並びにゲー トル、レギンスその他これらに類する 物品及びこれらの部分品			64.06		履物の部分品 (甲を含むものとし、 本底以外の底に取り付けてあるかな いかを問わない。) 及び取り外し可 能な中敷き、ヒールクッションその 他これらに類する物品並びにゲー トル、レギンスその他これらに類する 物品及びこれらの部分品		
6406.10		(省 略)			6406.10		(同 左)		
6406.20		(省 略)			6406.20		(同 左)		
6406.90		一その他のもの					一その他のもの		
	100	1 一木製のもの		KG	6406.91	000	5 一木製のもの		KG
	900	3 一その他の材料製のもの		KG	6406.99	000	4 一その他の材料製のもの		KG
65.05					65.05				
6505.00	000	3 帽子 (メリヤス編み又はクロセ編み のもの及びレース、フェルトその他 の紡織用繊維の織物類 (ストリップ のものを除く。) から作つたものに 限るものとし、裏貼りしてあるかな いか又はトリミングしてあるかな いかを問わない。) 及びヘアネット (材 料を問わないものとし、裏張りして あるかないか又はトリミングしてあ るかないかを問わない。)	D Z	KG			帽子 (メリヤス編み又はクロセ編み のもの及びレース、フェルトその他 の紡織用繊維の織物類 (ストリップ のものを除く。) から作つたものに 限るものとし、裏張りしてあるかな いか又はトリミングしてあるかな いかを問わない。) 及びヘアネット (材 料を問わないものとし、裏張りして あるかないか又はトリミングしてあ るかないかを問わない。)		

新 (2012年)				旧 (2011年)								
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位				
			I	II				I	II			
68.11		るかないかを問わない。) 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品			6505.10	000	0	一ヘアネット	DZ	KG		
					6505.90	000	4	一その他のもの	DZ	KG		
					6811.40			石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品				
								(省 略)				
								一石綿を含有しないもの				
								(省 略)				
								(省 略)				
6811.81												
6811.82												
6811.89					6811.83	000	1	一管及び管用継手		MT		
					6811.89			(同 左)				
第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣					第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣							
注					注							
1及び2 (省 略)					1及び2 (同 左)							
3 この類には、次の物品を含まない。					3 この類には、次の物品を含まない。							
(a)～(d) (省 略)					(a)～(d) (同 左)							
(e) 第42類の注3(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品					(e) 第42類の注2(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品							
(f)～(p) (省 略)					(f)～(p) (同 左)							
4～11 (省 略)					4～11 (同 左)							
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材 (例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)			73.06			鉄鋼製のその他の管及び中空の形材 (例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)				
7306.11		(省 略)			7306.11			(同 左)				
7306.29		一その他の溶接管 (鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)			7306.29			一その他の溶接管 (鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)				
7306.30					7306.30							
7306.40		(省 略)			7306.40			(同 左)				
7306.90					7306.90							
73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン (他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品			73.19			鉄鋼製の安全ピンその他のピン (他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品				
7319.40	000	一安全ピンその他のピン		KG	7319.20	000	0	一安全ピン		KG		
7319.90		(省 略)			7319.30	000	4	一その他のピン		KG		
					7319.90			(同 左)				
74.18		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品 (銅製のものに限			74.18			食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品 (銅製のものに限				



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
7418.10	000	1		KG					
					7418.11	000	0		KG
					7418.19	000	6		KG
7418.20			(省 略)		7418.20			(同 左)	
76.15			食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限定。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限定。)		76.15			食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限定。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限定。)	
7615.10	000	6		KG					
					7615.11	000	5		KG
					7615.19	000	4		KG
7615.20			(省 略)		7615.20			(同 左)	
82.01			手道具 (スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)		82.01			手道具 (スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)	
8201.10			(省 略)		8201.10			(同 左)	
8201.30			(削 除)		8201.20	000	0	フオーク	DZ KG
8201.90			(省 略)		8201.30			(同 左)	
8201.90					8201.90				
82.05			手道具及び手工具 (ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品 (加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炬並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		82.05			手道具及び手工具 (ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品 (加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炬並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8205.10 }		(省 略)			8205.10 }		(同 左)		
8205.70		(削 除)			8205.70				
					8205.80	000 2	一金敷き、可搬式かじ炉及びフレー ム付きグライディングホイール で手回し式又は足踏み式のもの		KG
8205.90	000 6	一その他のもの(この項の二以上の 号の製品をセットにしたものを含 む。)		KG	8205.90	000 6	一道具具又は手工具のセット(この 項の二以上の号の製品をセットに したものに限る。)		KG

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品  
注

- 1 (省 略)
- 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類  
で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当する  
ものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が  
決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第  
84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物  
品を含まない。
- (a)～(e) (省 略)
- 第84.22項には、次の物品を含まない。
- (a)及び(b) (省 略)
- また、第84.24項には、次の物品を含まない。
- (a) インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)
- (b) ウォータージェット切断機械(第84.56項参照)

3～9 (省 略)

号注

- 1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械  
で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満  
たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例え  
ば、キーボード及びスキャナー)及び一の出装置(例えば、ディス  
プレイ及びプリンター)から成るものをいう。
- 2 (省 略)

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品  
注

- 1 (同 左)
- 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類  
で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当する  
ものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が  
決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第  
84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物  
品を含まない。

(a)～(e) (同 左)

第84.22項には、次の物品を含まない。

(a)及び(b) (同 左)

また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機(第84.43  
項参照)を含まない。

3～9 (同 左)

号注

- 1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械  
で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(B)の要件を満  
たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例え  
ば、キーボード及びスキャナー)及び一の出装置(例えば、ディス  
プレイ及びプリンター)から成るものをいう。
- 2 (同 左)

84.52		マシン(第84.40項の製本マシンを 除く。)、マシン針並びにマシン用に 特に設計した家具、台及びカバー			84.52		マシン(第84.40項の製本マシンを 除く。)、マシン針並びにマシン用に 特に設計した家具、台及びカバー		
8452.10 }		(省 略)			8452.10 }		(同 左)		
8452.30		(削 除)			8452.30				
					8452.40	000 3	一マシン用の家具、台及びカバー並 びにこれらの部分品		KG
8452.90		一マシン用の家具、台、カバー及び これらの部分品並びにマシンのそ の他の部分品			8452.90		一マシンのその他の部分品		
	200 6	一マシン用の家具、台及びカバー 並びにこれらの部分品		KG		100 4	一家庭用マシンのもの 一その他のもの		KG
		一マシンのその他の部分品				910 2	一ボビンケース	NO	KG
	100 4	一家庭用マシンのもの		KG		920 5	一かま	NO	KG
		一その他のもの				990 5	一その他のもの		KG
	910 2	一ボビンケース	NO	KG					
	920 5	一かま	NO	KG					
	990 5	一その他のもの		KG					

新 (2012年)					旧 (2011年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械			84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械		
8456.10 } 8456.90		(省 略)			8456.10 } 8456.90		(同 左)		
84.79		機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)			84.79		機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		
8479.10 } 8479.60		(省 略)			8479.10 } 8479.60		(同 左)		
8479.71	000 2	一旅客搭乗橋	NO	KG			(新 規)		
		一空港において使用する種類の					(新 規)		
		の							
8479.79	000 1	一その他のもの	NO	KG			(新 規)		
8479.81 } 8479.90		(省 略)			8479.81 } 8479.90		(同 左)		
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省 略) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用を使用する種類の真空装置 (第90.18項参照) (e) (省 略) 2～9 (省 略)					注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (同 左) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用を使用する種類の真空装置 (第90類参照) (e) (同 左) 2～9 (同 左)				
85.07		蓄電池 (隔離板を含むものとし、長方形 (正方形を含む。) であるかないかを問わない。)			85.07		蓄電池 (隔離板を含むものとし、長方形 (正方形を含む。) であるかないかを問わない。)		
8507.10 } 8507.40		(省 略)			8507.10 } 8507.40		(同 左)		
8507.50	000 2	一ニッケル・水素蓄電池	NO	KG			(新 規)		
8507.60	000 6	一リチウム・イオン蓄電池	NO	KG			(新 規)		
8507.80	000 0	一その他の蓄電池	NO	KG	8507.80		一その他の蓄電池		
						100 2	一ニッケル・水素蓄電池	NO	KG
						200 4	一リチウムイオン電池	NO	KG
						900 4	一その他のもの	NO	KG
8507.90		(省 略)			8507.90		(同 左)		
85.22		部分品及び附属品 (第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。)			85.22		部分品及び附属品 (第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)		
8522.10 } 8522.90		(省 略)			8522.10 } 8522.90		(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)			85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)		
8523.21		(省 略)			8523.21		(同 左)		
8523.29		(省 略)			8523.29		(同 左)		
		一光学媒体			8523.40	000	一光学媒体		NO
8523.41	000	0		NO					
8523.49	000	6		NO					
8523.51					8523.51				
8523.80		(省 略)			8523.80		(同 左)		
85.28		モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。) 並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			85.28		モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。) 並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.41		(省 略)			8528.41		(同 左)		
8528.69		一テレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			8528.69		一テレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.71		(省 略)			8528.71		(同 左)		
8528.72		(省 略)			8528.72		(同 左)		
8528.73		一その他のもの (モノクロームのものに限る。)			8528.73		一その他のもの (白黒その他のモノクロームのものに限る。)		
	100	2		NO	100	2	一その他のもの (白黒その他のモノクロームのものに限る。)		NO
	900	4		NO	900	4	一その他のもの		NO
85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管 (例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管) 一テレビジョン受像用陰極線管 (ビデオモニター用陰極線管を含む。)			85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管 (例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管) 一テレビジョン受像用陰極線管 (ビデオモニター用陰極線管を含む。)		
8540.11		(省 略)			8540.11		(同 左)		
8540.12	000	2	NO	KG	8540.12	000	2	NO	KG
8540.20		(省 略)			8540.20		(同 左)		
8540.40	000	2		NO	8540.40	000	2		NO

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8540.60		ミリメートル未満のものに限る。 (削 除)  (省 略) ーマイクロ波管 (例えば、磁電管、 クライストロン、進行波管及びカ ルシノトロン。格子制御式のもの を除く。)			8540.50	000 6	ーデータ・グラフィックディスプレ イ管 (白黒その他のモノクローム のものに限る。)		NO
8540.71		(省 略) (削 除)			8540.60		(同 左) ーマイクロ波管 (例えば、磁電管、 クライストロン、進行波管及びカ ルシノトロン。格子制御式のもの を除く。)		
8540.79 }		(省 略)			8540.71		(同 左)		
8540.99		(省 略)			8540.72	000 5	ークライストロン		NO
85.44		電気絶縁をした線、ケーブル (同軸 ケーブルを含む。) その他の電気導 体 (エナメルを塗布し又は酸化被膜 処理をしたものを含むものとし、接 続子を取り付けてあるかないかを問 わない。) 及び光ファイバーケー ブル (個々に被覆したファイバーから 成るものに限るものとし、電気導 体を組み込んであるかないか又は接 続子を取り付けてあるかないかを問 わない。)			8540.79 }		(同 左)		
8544.11 }		(省 略)			8540.99				
8544.30		ーその他の電気導体 (使用電圧が 1,000ボルト以下のものに限る。)			85.44		電気絶縁をした線、ケーブル (同軸 ケーブルを含む。) その他の電気導 体 (エナメルを塗布し又は酸化被膜 処理をしたものを含むものとし、接 続子を取り付けてあるかないかを問 わない。) 及び光ファイバーケー ブル (個々に被覆したファイバーから 成るものに限るものとし、電気導 体を組み込んであるかないか又は接 続子を取り付けてあるかないかを問 わない。)		
8544.42	100 1	ー接続子を取り付けてあるもの			8544.11 }		(同 左)		
	200 3	ー通信用ケーブル	KG		8544.30				
	900 3	ー電力用ケーブル	KG		8544.42	100 1	ーその他の電気導体 (使用電圧が 1,000ボルト以下のものに限る。)		KG
		ーその他のもの	KG			200 3	ー接続子を取り付けてあるもの		KG
8544.49		ーその他のもの				910 6	ー通信用ケーブル		KG
	100 1	ー通信用ケーブル	KG			990 2	ー電力用ケーブル		KG
	200 3	ー電力用ケーブル	KG				ーその他のもの		
	900 3	ーその他のもの	KG				ー導体が銅のもの		KG
8544.60		ーその他の電気導体 (使用電圧が 1,000ボルトを超えるものに限 る。)			8544.49	100 1	ーその他のもの		KG
	100 4	ー電力用ケーブル	KG			200 3	ー通信用ケーブル		KG
	900 6	ーその他のもの	KG			910 6	ー電力用ケーブル		KG
						990 2	ーその他のもの		KG
8544.70		(省 略)			8544.60	100 4	ーその他の電気導体 (使用電圧が 1,000ボルトを超えるものに限 る。)		KG
						910 2	ー電力用ケーブル		KG
						990 5	ーその他のもの		KG
							(同 左)		

新 (2012年)				旧 (2011年)						
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		
			I	II				I	II	
87.14		部分品及び附属品 (第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)			87.14		部分品及び附属品 (第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)			
8714.10	000	6		KG			一モーターサイクル (モペットを含む。) のもの			
8714.20		(省略)			8714.11	000	5	一サドル	KG	
8714.99					8714.19	000	4	一その他のもの	KG	
90.07		映画用の撮影機及び映写機 (録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)			90.07			(同 左)		
9007.10	000	1	NO	KG	9007.11	000	0	一幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル8ミリメートルフィルムを使用するもの	NO	KG
9007.20		(省略)			9007.19	000	6	一その他のもの	NO	KG
9007.92					9007.20			(同 左)		
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用ものを除く。)			90.08			投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用ものを除く。)		
9008.50	000	1	NO	KG	9008.10	000	6	一スライド映写機	NO	KG
					9008.20	000	3	一マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー (複写することができるかできないかを問わない。)	NO	KG
					9008.30	000	0	一その他の投影機	NO	KG
					9008.40	000	4	一写真引伸機及び写真縮小機 (映画用ものを除く。)	NO	KG
9008.90		(省略)			9008.90			(同 左)		
91.09		その他の時計用ムーブメント (完成品に限る。)			91.09			その他の時計用ムーブメント (完成品に限る。)		
9109.10	000	0	NO	KG	9109.11	000	6	一電気式のもの	NO	KG
					9109.19	000	5	一一目覚まし時計のもの	NO	KG
9109.90		(省略)			9109.90			一その他のもの	NO	KG
91.14		その他の時計の部分品			91.14			(同 左)		
9114.10		(省略)			9114.10			(同 左)		
9114.30		(削除)			9114.20	000	1	一石	KG	
9114.90		(省略)			9114.30			(同 左)		
92.05		吹奏楽器 (例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバ			92.05			その他の吹奏楽器 (例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)		

新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9205.10		リアオルガンを除く。)			9205.10		(同 左)		
9205.90		(省 略)			9205.90		(同 左)		
93.01		軍用の武器 (拳銃及び第93.07項の 武器を除く。)			93.01		軍用の武器 (けん銃及び第93.07項 の武器を除く。)		
9301.10	000	1 一火砲 (例えば、大砲、曲射砲及び 迫撃砲)	NO	KG			一火砲 (例えば、大砲、曲射砲及び 迫撃砲)		
					9301.11	000	0 一自走式のもの	NO	KG
					9301.19	000	6 一その他のもの	NO	KG
9301.20		(省 略)			9301.20		(同 左)		
9301.90		(省 略)			9301.90		(同 左)		
93.05		第93.01項から第93.04項までの物品 の部分品及び附属品			93.05		第93.01項から第93.04項までの物品 の部分品及び附属品		
9305.10		(省 略)			9305.10		(同 左)		
9305.20	000	4 一第93.03項の散弾銃又はライフル のもの		KG			一第93.03項の散弾銃又はライフル のもの		
					9305.21	000	3 一散弾銃の銃身		KG
					9305.29	000	2 一その他のもの		KG
9305.91		(省 略)			9305.91		(同 左)		
9305.99		(省 略)			9305.99		(同 左)		

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

- この類には、次の物品を含まない。
  - (a)~(f) (省 略)
  - (g) 第85.18項の機器の部分品 (第85.18項参照)、第85.19項若しくは第85.21項の機器の部分品 (第85.22項参照) 又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品 (第85.29項参照) として、特に設計した家具
  - (h)~(l) (省 略)
- 第94.01項から第94.03項までの物品 (部分品を除く。) は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。  
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。
  - (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具 (単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。) 及びユニット式家具
  - (b) (省 略)
- 及び4 (省 略)

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

- この類には、次の物品を含まない。
  - (a)~(f) (同 左)
  - (g) 第85.18項の機器の部分品 (第85.18項参照)、第85.19項から第85.21項までの機器の部分品 (第85.22項参照) 又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品 (第85.29項参照) として、特に設計した家具
  - (h)~(l) (同 左)
- 第94.01項から第94.03項までの物品 (部分品を除く。) は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。  
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。
  - (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具
  - (b) (同 左)
- 及び4 (同 左)

新 (2012年)				旧 (2011年)							
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
<b>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</b> 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) (省 略) (m) 液体ポンプ (第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機 (第84.21項参照)、電動機 (第85.01項参照)、トランスフォーマー (第85.04項参照)、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わない。) (第85.23項参照)、無線遠隔制御機器 (第85.26項参照) 並びにコードレス赤外線遠隔操作装置 (第85.43項参照) (n)～(v) (省 略) 2～5 (省 略)				<b>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</b> 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) (同 左) (m) 液体ポンプ (第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機 (第84.21項参照)、電動機 (第85.01項参照)、トランスフォーマー (第85.04項参照) 並びに無線遠隔制御機器 (第85.26項参照) (n)～(v) (同 左) 2～5 (同 左)							
号注 1 第9504.50号には、次の物品を含む。 (a) ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。) (b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない。) この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第9504.30号参照)を含まない。				(新 規)							
95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) (削 除)			95.04		遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)				
		(省 略)			9504.10	000	1	ーテレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	KG		
9504.20					9504.20			(同 左)			
9504.30	000	2	ーその他のゲーム用のもの(硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。)	NO	KG	9504.30	000	2	ーその他のゲーム用のもの(硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。)	NO	KG
9504.40					9504.40			(同 左)			
9504.50		ービデオゲーム用のコンソール又は機器(第9504.30号の物品を除く。)						(新 規)			
	100	5	ーテレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム						KG		
			ーその他のもの								
			ー電子式ゲーム用具(電池内蔵式のもの)	NO	KG						
			ーその他のもの	NO	KG						
9504.90	000	5	ーその他のもの	NO	KG	9504.90		ーその他のもの			
			ー電子式ゲーム用具(電池内蔵式)	NO	KG		100	0			



新 (2012年)				旧 (2011年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
96.08		ボールペン、フェルトペンその他の 浸透性のペン先を有するペン及び マーカー、万年筆その他のペン、鉄 筆、シャープペンシル並びにペン軸、 ペンシルホルダーその他これらに類 するホルダー並びにこれらの部分品 (キャップ及びクリップを含むもの とし、第96.09項の物品を除く。)			96.08	900	2 の <u>もの</u> -- <u>その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9608.10		(省 略)			9608.10		(同 左)		
9608.20		(省 略)			9608.20		(同 左)		
9608.30	000	4 一万年筆その他のペン		<u>NO</u>	9608.31	000	3 一万年筆その他のペン		<u>NO</u>
					9608.39	000	2 一製造用のペン (墨汁を使用する ものに <u>限る。</u> ) -- <u>その他のもの</u>		<u>NO</u>
9608.40		(省 略)			9608.40		(同 左)		
9608.99					9608.99				
96.18					96.18				
9618.00		(省 略)			9618.00		(同 左)		
96.19							(新 規)		
9619.00	000	5 生理用のナプキン (パッド) 及びタ ンポン、乳児用のおむつ及びおむつ 中敷きその他これらに類する物品 (材料を問わない。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>					